

生活習慣病管理料（Ⅰ）から生活習慣病管理料（Ⅱ）への移行について

2024年5月7日

本田 孝也

2024年度改定で「生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した日の属する月から起算して6カ月以内の期間は、生活習慣病管理料（Ⅱ）は算定できない。」とされました。

これについて、協会主催の「生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）の説明会」（3/23, 4/22）において6月に生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した場合、「6ヶ月後の12月に生活習慣病管理料（Ⅱ）が算定できる」と説明しましたが、保団連が厚労省に確認したところ「7～11月に生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定しなければ、12月に生活習慣病管理料（Ⅱ）が算定できる」との回答でした。

×	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)

○	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	(Ⅰ)	(Ⅰ)を算定しない					(Ⅱ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)

この解釈によれば、毎月生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定している場合は、実質的に永遠に生活習慣病管理料（Ⅱ）が算定できないということになります。

一度生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定すると（Ⅱ）に移行できなくなることに不安を抱かれる方も多いかと思いますが心配無用です。

一般的な血液尿検査であれば、その月はマイナスになっても、年間で見れば出来高よりも生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定したほうが点数は高くなります。

表は糖尿病の患者で、検尿、血算、生化学一般、HbA1c、判断料（検査点数508点）を6ヶ月に1回～毎月に実施した場合の出来高と生活習慣病管理料（Ⅰ）の差額を示したものです。

	6月に1回	6月に2回	隔月	6月に4回	毎月
1月	-910	-910	-910	-910	-910
2月	4,170	4,170	4,170	4,170	-910
3月	4,170	4,170	-910	-910	-910
4月	4,170	4,170	4,170	4,170	-910
5月	4,170	-910	-910	-910	-910
6月	4,170	4,170	4,170	-910	-910
差額／半年	19,940円	14,860円	9,780円	4,700円	-5,460円

6月に1回検査は勿論のこと、隔月で検査しても生活習慣病管理料（Ⅰ）で算定したほうが6ヶ月単位で見ると点数は高くなります。

以上より、説明会及び長崎保険医新聞で示しました、生活習慣病管理料 勝利の方程式10カ条の4. を

4. 毎月検査でなければ 生活習慣病管理料（Ⅰ）をとる。

と改めます。